

富士市まちづくり活動推進条例項目検討シート

項目 1 : 前文フレーム案 <事務局前文案>

雄大な富士山の麓にいだかれた、わたしたちのまち、富士市における住民主体のまちづくり活動は、これまで多くの先人達の英知により、豊かに、そして、活発に行われてきました。

地区それぞれの特色を活かし、長年積み重ねてきた独自の活動の数々は、多くの人々の心の中に地域愛を育み、地域を愛する人々のつながりが地域の力を高め、**富士市の活力の源になりました。**^①

今を生きるわたしたちには、この活力ある本市のまちづくり活動を、次の世代へと確実につなぎ、まちの未来を明るく、魅力あふれるものにしていく務めがあります。

しかしながら、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来や、ライフスタイルの多様化などから、人と人の距離が離れつつあり、市民の**地域への関心も薄れていくことが危惧されています。**^②

このような中、今一度、わたしたちが築き、享受してきた本市の地区まちづくり活動と向かいあい、「地域の課題は、地域が解決する。」という自主、自立の精神の下で進める活動の意義を見つめなおし、地区と行政とが連携して地域コミュニティの活性化に取り組んでいくことがますます重要となってきました。^① また、今後、わたしたちが様々な地域課題や社会的な課題^③に直面したとしても^①、**変わらない元気な活動を進めていくためには、^④市民一人ひとりが地域のことを他人事にせず、年齢や性別、世代、あるいは団体や組織等の垣根を越え、誰もがお互いを尊重し、それぞれの違いを活かして、地域のために力を合わせていくことが必要となります。**

このため、わたしたちはここに、富士市における住民主体の地区まちづくり活動の理念を共有し、市民誰もが生き生きと、誇りを持って、**地域の今、そして未来のため活躍できる^⑤、持続可能^②な地区まちづくり活動の推進に向けて、この条例を制定します。**

Memo:

※他市の参考例

①嬉野市地域コミュニティ条例

嬉野市を取り巻く社会環境は、少子高齢化、財政難及び未曾有の不況などにより厳しいものがあり、地球温暖化による環境に関する意識の高まり、災害時における地域の役割への期待の増大等により、市民生活における課題が今後ますます山積していくことが予想される。

安全・安心に心豊かに暮らすことができ、住んでよかった、住み続けたいと思える嬉野市の実現のためには、市民生活上の身近な地域における課題を解決していくことが、最も重要でありその効果を実感できることだと考える。そのためには、地域のことを最もよく知るその地域の住民自身が、課題を把握し、それをどのように解決すれば効果及び満足度が最も高いのかをみんなで話し合い確認しなければならない。

課題解決については、住民自身が自分たちでできることは自分たちで行う意識を持ち、必要に応じて行政と協働して取り組んでいくことが求められており、そのためには、小学校区程度を範囲とする新たな住民組織を設け、既存団体の活動の活性化及び従来の組織や活動では取り組みにくかった課題についても自主的に解決を図ることができる仕組みづくりが必要である。

ここにまちづくりの主役である地域住民が自主・自律の精神の下「地域コミュニティ」に集い、住民同士の結び付き及び団体間の連携を強化し、長期的展望に立ち住みよい地域づくりを組織的かつ計画的に実現していくためにこの条例を制定する。

②松山市地域におけるまちづくり条例

本格的な地方分権時代を迎え、松山市が、魅力ある都市づくりや個性ある地域づくりを進めていくためには、市民と行政がそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、協働してまちづくりに取り組むことが大切である。

市民は、自助・共助・公助の原則に基づいて、身近な地域の公益活動を行政と分担し合い、地域コミュニティの一層の連携と結束を図りながら、まちづくりに自発的に取り組むよう努めることが必要である。

また、行政は、まちづくりの主役は市民であるという理念の下、市民自らが主体的にまちづくりを進めることができる環境づくりに努め、可能な限り、権限と財源と責任を地域コミュニティへ移譲していかなければならない。

ここに、地域コミュニティが一定の裁量を持ち、自己決定、自己責任による、まちづくりに取り組めるよう、地域分権型社会の実現を目指し、この条例を制定する。

③京都市地域コミュニティ活性化推進条例

ここ京都では、長い歴史の中で培われた住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体が中心となり、地域コミュニティが形成され、これらの団体の活動が京都の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、近年、居住形態や生活様式の変化に伴い、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体に加入する住民の割合が低下し、及び地域活動に参加する地域住民が減少したことにより、地域住民相互のつながりが希薄になり、子育てや高齢者の生活の支援、災害時の被害の軽減その他地域社会において生活するうえで重要な課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力が低下することが危惧されている。

このような状況において、東日本大震災が発生し、地域コミュニティの重要性への認識がより深まる中、良好な地域コミュニティを維持し、及び形成していくためには、地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われる必要がある。

ここに、本市は、地域自治を担う住民組織、事業者等との連携の下に、地域住民が行う地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化の推進することにより、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現することを決意し、この条例を制定する。

④豊中市地域自治推進条例

※前文なし

⑤越前市地域自治振興条例（自治振興会の名称及び事務所の位置等）第8条

※前文なし

⑥宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例

このまちで豊かな、生きがいのある暮らしをしていくことは、私たち宗像市民みんなの願いです。

その暮らしが実現できるまちをつくっていくことは、私たち宗像市民みんなの権利であり、務めでもあります。

まちづくりを自分たちが考え、決定し、行動し、責任を持つ。そんな新たな時代に私たちは生きようとしています。地方分権から地域分権への流れを、宗像らしい住民自治というかたちで実現させることができるか、地域分権の担い手としての私たちの力量が問われる時代でもあります。

いま、私たちはここに「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」を定めます。まちづくりの仕事に主体的にかかわっていくことは私たちの権利であることを確認するとともに、行政や他の市民と力を合わせながら、自分たちが担い手となって取り組もうという宣言です。そのために必要なルールや仕組みをつくらうとする新しい挑戦でもあります。

私たちはここに掲げた市民参画、協働、コミュニティ活動のいずれも力強く推進しなければなりません。そのために行政と対等の立場で連携し、相互信頼のもとに協力し合うことが求められます。同時に、市民同士が目的を共有しながら結び合うことも大切なことです。

宗像市ではすでに多様なボランティア団体などの活動実績があり、それぞれの分野で役割を担ってきました。新しい手法によるまちづくりの土壌は育ちつつあるといえるでしょう。

折りしも、市町村合併によって新しい宗像市が誕生しました。歴史や文化、地域の特性が異なるもの同士の結びつきは、その違いを認め合い、尊重し合うことによって、より高い成果を手にすることができるはずです。

この条例に魂を入れるためには、私たち市民が自らの責任において発言し、実践することが肝心です。しなやかに考え、果敢に決め、活発に行動し、確実に責任を持つという自律的な市民の存在こそが、この条例をまちづくりの新たな起爆剤として活かす鍵であるということです。

市民の日々の暮らしの中に、この条例の理念と手法がしっかりと根づいていくことを願ってやみません。